

船員保険制度の見直しについて 船員保険事業運営懇談会(平成18年12月21日)報告書(概要)

見直しの背景

1. 船員保険制度の在り方に関する検討会(平成17年12月)の報告書

2. 特別会計の見直し *以下の方向性が決定される*

- > 業務上疾病・年金部門 → 労災保険制度
- > 失業部門 → 雇用保険制度
- > 業務外疾病部門、独自給付部門 → 新船員保険制度

3. 社会保険庁の組織改革

見直しの概要

1. 一般制度への統合と独自給付の維持

- > 労災保険、雇用保険に相当する部分は、一般制度に統合。
- > 船員労働の特殊性を踏まえ、引き続き、ILO条約や船員法に基づく給付が行えるよう措置。

2. 積立金差額への対応

- > 労災保険への統合に伴う財政方式の変更(職務上年金部門)により必要となる移管金の額と、現在の積立金の差額については、統合後も船舶所有者が償却。
- > 他部門の積立金のうち事業主負担に係る部分を活用し、積立金差額を圧縮。また、船舶所有者が負担に耐えられるよう償却期間を設定。

3. 運営主体

- > 運営コストを抑え、効率的・安定的に業務を実施するため、全国健康保険協会を運営主体とする。あわせて、協会に船員保険協議会(仮称)を設けるなど、船員保険関係者の意見を反映させるための措置を講ずる。

4. 福祉事業

- > 船員保険の福祉事業のうち、一般制度の枠組みで実施可能な事業は、それぞれで実施。その他の事業は、事業内容を精査し、引き続き船員保険の福祉事業として実施。
- > 船員保険の福祉施設については、今後も整理合理化に取り組む必要がある。具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、船員保険関係者の意見を十分配慮して検討。

5. その他

- > 失業部門については、雇用保険法改正に伴う改正のほか、統合を前提に、失業部門の保険料率の引下げを平成19年4月より実施予定。

船員保険法の改正（概要）

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）を踏まえ、船員保険事業のうち職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合し、見直し後の船員保険の運営主体を全国健康保険協会とする等所要の改正を行う。

見直しの背景

- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第 22 条
船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成 18 年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法…による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法…による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法…第 7 条の 2 第 1 項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成 22 年までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。
- 被保険者の減少傾向（特に職務上年金部門においては厳しい財政運営）
被保険者数の推移 昭和 46 年度 26 万 8 千人 → 平成 17 年度 6 万 3 千人

改正の概要

1. 雇用保険制度の見直しに伴う改正

- (1) 雇用保険の国庫負担の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る国庫負担の見直しを行う。
- (2) 雇用保険の保険料率の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る保険料率の見直しを行う。
- (3) その他、育児休業給付金の支給額の引上げ等、雇用保険と同様の改正を行う。

2. 船員保険制度の見直しに伴う改正

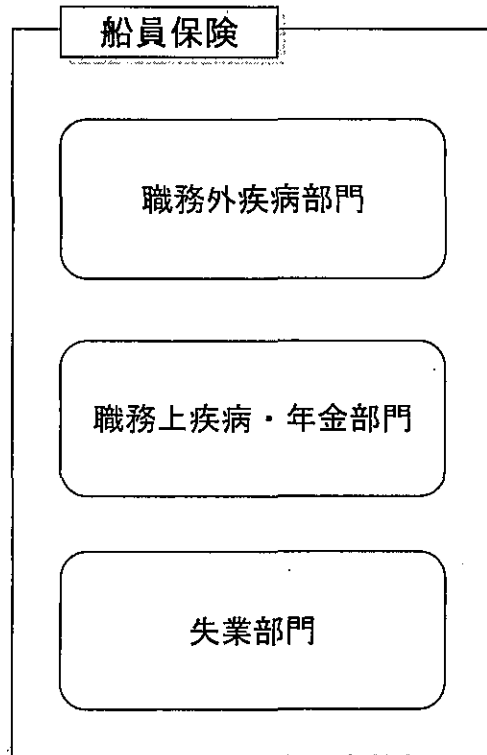
- (1) 雇用保険への統合を踏まえ、被保険者に係る保険料率を引き下げる。
- (2) 船員保険の職務上年金・疾病部門のうち、労働者災害補償保険に相当する部分を、労働者災害補償保険制度に統合する。
- (3) 船員保険の失業部門を、雇用保険制度に統合する。
- (4) その他の部分は引き続き船員保険として実施することとし、その業務を全国健康保険協会に移管する。

3. 施行期日

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 1 及び 2 の (1) について | 平成 19 年 4 月 1 日（一部 平成 19 年 10 月 1 日） |
| 2 ((1) を除く) について | 平成 22 年 4 月 1 日 |

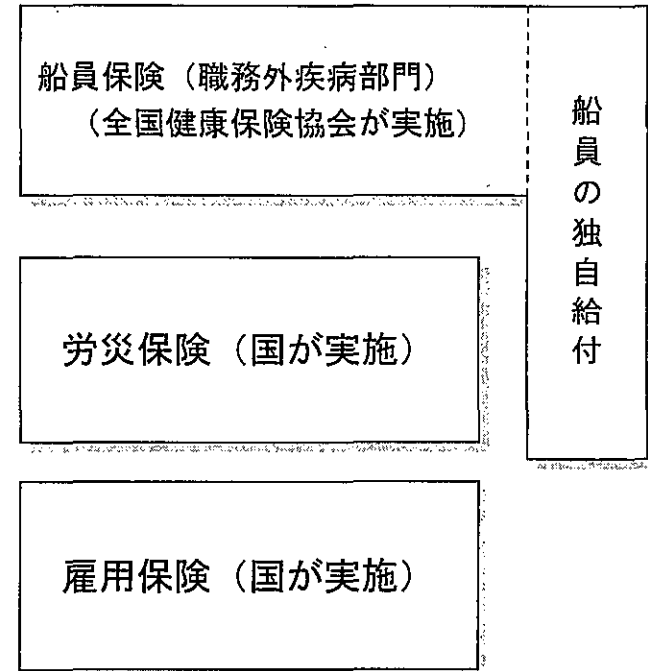
船員保険制度の見直しのスキーム

現 行 制 度



見 直 し 後

労災保険・雇用保険と統合し、
独自給付は職務外疾病部門と一
体的に実施



※ あわせて、雇用保険法改正に伴う改正（失業保険の給付の見直し、国庫負担の見直し等）のほか、統合を前提に、失業部門の保険料率（被保険者負担分に限る）の引下げを平成 19 年 4 月より実施予定。